

「体育・スポーツ科学」査読規程

兵庫体育・スポーツ科学学会
「体育・スポーツ科学」編集委員会

第1条（査読対象）

1. 本誌に投稿された総説，原著論文，研究資料，実践研究，事例報告を査読対象とする．
2. 編集委員会が執筆を依頼した原稿については，編集委員会の判断により査読を省略することができる．

第2条（査読体制）

1. 総説，原著論文，研究資料および実践研究については，編集委員会が選定した2名の査読者により査読を行う．
2. 事例報告については，編集委員会が選定した1名の査読者により査読を行う．
3. 査読はダブルブラインド方式により行い，著者および査読者の匿名性を保持する．
4. 編集委員会が必要と認めた場合は，追加の査読者を選定することができる．

第3条（査読期間および修正期間）

1. 査読者は，査読依頼を受けた日から3週間以内を目安に査読結果を提出する．
2. 投稿者は，修正依頼を受けた日から3週間以内を目安に修正版原稿および修正対応表を提出する．
3. 修正版原稿は，編集委員会が必要と認めた場合，再査読に付すことができる．

第4条（判定区分）

1. 査読結果は，次の区分により判定する．
 - A 掲載可
 - B 修正すれば掲載可能
 - C 掲載不可
 - D 審査困難
2. 査読者は，B 又は C と判定した場合には，その理由および修正意見を付すものとする．
3. D と判定された場合は，編集委員会が新たな査読者を選定することができる．

第5条（最終判定）

1. 掲載の可否は，査読結果を踏まえ，編集委員会が決定する．
2. 査読結果が一致しない場合その他編集委員会が必要と認めた場合は，編集委員会が協議のうえ掲載の可否を決定する．

3. 掲載可と決定された日を受理日とする.

第6条（研究倫理）

1. 投稿原稿は未発表のものであり，他誌への重複投稿を行っていないものに限る.
2. 捏造，改ざん，盗用その他研究倫理に反する行為を認めない.
3. 研究対象者を含む研究については，研究倫理に十分配慮して実施しなければならない.
4. 利益相反がある場合は，投稿時に申告しなければならない.

第7条（その他）

本規程に定めのない事項については，編集委員会が協議のうえ決定する.